

大治町低入札価格調査等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大治町が発注する建設工事並びに測量業務、設計業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）において、調査基準価格又は最低制限価格を適用するものの取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（同令第167条の13で準用する場合を含む。）の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる場合に行う調査をいう。
- (2) 調査基準価格 低入札価格調査を行う場合の基準として定める価格をいう。
- (3) 最低制限価格 大治町契約規則（昭和53年大治町規則第6号）第15条に規定する最低制限価格をいう。

(適用の範囲)

第3条 調査基準価格は、設計金額2,000万円以上又は市場価格方式による建設工事及び全ての建設コンサルタント等業務の競争入札について定めるものとする。

2 最低制限価格は、設計金額2,000万円未満の建設工事のうち原価計算方式による競争入札について定めるものとする。

(調査基準価格の算定)

第4条 調査基準価格は、予定価格に次項に基づき算出された割合を乗じて

得た額とする。ただし、次項の算出方法によりがたいときは、予定価格の10分の9.2から10分の7.5の範囲で町長の定める割合を予定価格に乗じて得た金額を調査基準価格とすることができる。

2 建設工事における割合の算定は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

3 建設コンサルタント等業務における割合の算定は、予定価格算定の基礎となった別表第1の業務区分の①から④に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、複数の業務区分を含む建設コンサルタント等業務については、業務区分ごとに別表第1の①から④に掲げる額を合計した額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

4 調査基準価格を定めたときは、予定価格に併せて記載しなければならない。

（最低制限価格の算定）

第5条 最低制限価格の算定は、調査基準価格の算定と同様とし、最低制限価格未満の入札は失格とする。

（入札参加者への周知）

第6条 調査基準価格又は最低制限価格を定める競争入札については、入札公告又は指名通知書により入札参加者へ周知するものとする。

（開札）

第7条 契約担当者は、入札参加者に対し、調査基準価格又は最低制限価格を適用する競争入札である旨を周知するものとする。

2 契約担当者は、調査基準価格未満の入札があったときは予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者から順に落札候補者として決定し、入札者名及び入札金額を読み上げ、後日落札者を決定する旨を宣言し、開札を終了するものとする。

3 契約担当者は、最低制限価格未満の入札があったときは、その入札を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定するものとする。

(低入札価格調査の実施)

第8条 前条第2項の入札が行われた場合には、入札を執行した所管の長は、調査基準価格未満の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、最低価格入札者から次に掲げる事項により事情聴取、関係書類の提出及び関係機関への照会等により調査を行うものとする。

(1) その価格により入札した理由（必要に応じ入札価格の内訳書を徴収）

(2) 契約対象工事付近における手持工事の状況（工事のみ）

(3) 契約対象工事（業務）に関連する手持工事の状況

(4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）

(工事のみ)

(5) 手持資材の状況

(6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係

(7) 手持機械数の状況

(8) 労務者及び技術者の具体的供給見通し（資格、実績手持ち量を含む）

(9) 過去に施工した公共工事名（受注した業務名）、発注者及び成績状況

(10) 経営状況（必要に応じ、取引金融機関、保証会社等へ照会）

(11) 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況等）

(12) その他必要な事項

2 前項の調査結果は、低入札価格調査報告書（様式第1号）に記載するも

のとする。

（調査結果の報告及び審査）

第 9 条 入札を執行した所管の長は、前条第 2 項の報告書により大治町工事等請負業者指名審査会（以下「指名審査会」という。）へ報告し、意見を求めるものとする。

2 指名審査会は、前項の報告に基づき審査した結果について、入札を執行した所管の長に対して低入札価格審査調書（様式第 2 号）により通知するものとする。

（落札者の決定）

第 10 条 契約担当者は、前条の審査を受けた後、契約の内容に適合した履行がされると認めたときは速やかに最低価格入札者を落札者として決定し、又最低価格入札者がした入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないと認めたときは最低価格入札者を落札者とせず、次順位者を落札者として決定するものとする。ただし、次順位者が調査基準価格未満の入札者であるときは、前 2 条の手続きを行わなければならない。

2 契約担当者は、前項の規定により落札者を決定したときは入札参加者全員に対して落札者決定通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。ただし、最低価格入札者が落札者でないときは、当該通知に代えて低入札価格調査結果通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

3 前項の低入札価格調査結果通知に不服がある場合の手続きは、大治町事後審査型一般競争入札実施要領（平成 22 年大治町告示第 21 号）第 22 条の規定を準用する。

（電子入札）

第 11 条 電子入札システムを使用した入札を行う場合の取扱いは、大治町電子入札実施要領（平成 20 年訓令第 2 号）の規定を優先する。

（雑則）

第 12 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

別表第 1

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額に 10 分の 6.0 を乗じて得た額		
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接原価の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 7.0 を乗じて得た額	
地質調査業務	地質調査業務（一般）の内、直接調査費の額	地質調査業務（一般）の内、間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	地質調査業務（解析）費計の額に 10 分の 8 を乗じて得た額	地質調査業務（一般）の内、諸経費の額に 10 分の 5.0 を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接原価の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 7.0 を乗じて得た額	

様式第 1 号（第 8 条関係）

決 裁						
主務部長	主管課長	主幹	課長補佐	係長	主査	係

年 月 日作成

低入札価格調査報告書

1. 入札結果の概要

開 札 日	
工事（業務）名	
路線等の名称	
工事（業務）場所	
最低価格入札者	住 所 商号又は名称 代 表 者 氏 名
契約予定金額	円
設計金額	円
予定価格	円
調査基準価格	円

2. 低入札価格調査の概要

その価格により入札した理由 (低額で積算できた理由・制度の認識等)	
契約対象工事（業務）付近における手持工事（業務）の状況	
契約対象工事に関連する手持工事の状況（工事のみ）	
契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件） (工事のみ)	
手持資材の状況	
資材購入先及び購入先と入札者との関係	
手持機械数の状況	
労務者及び技術者の具体的供給見通し（資格、実績手持ち量を含む）	
過去に施工した公共工事名（受注した業務名）、発注者及び成績状況	
経営状況（必要に応じ、取引金融機関、保証会社等へ照会）	
信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況等）	
その他必要な事項（利益・赤字等）	
説明者：業者担当者職氏名 聴取者：町担当者職氏名	

様式第 2 号（第 9 条関係）

指名審査会							
会 長	委 員						
副町長	教育長	総務部長	福祉部長	建設部長	教育部長	財政課長	主管課長

年 月 日開催

低入札価格審査調書

開 札 日	
工 事（業務）名	
路 線 等 の 名 称	
工事（業務）場所	
最低価格入札者	住 所 商号又は名称 代 表 者 氏 名
審 査 内 容	

様式第 3 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

様

大治町長

印

落札者決定通知書

下記の案件について、下記の者が落札した旨通知します。

記

1．工事（業務）名

2．路線等の名称

3．工事（業務）場所

4．開 札 日

5．落札企業名称

6．落 札 金 額 円（税抜き）

7．低入札価格調査 実 施

様式第4号（第10条関係）

低入札価格調査結果通知書

年 月 日

様

大治町長

印

年 月 日付けで執行した下記入札については、貴社が行った入札価格が最低でありましたが、その価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めましたので入札を無効とし、落札者と決定しない旨通知します。

記

低入札価格調査結果の概要

工事（業務）名	
路線等の名称	
工事（業務）場所	
開 札 日	
落札企業名称	
落 札 金 額	円（税抜き）
該 当 事 由	

この決定に不服がある場合は、通知日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に町長に対して書面により説明を求めることができます。